

## 「国立公園地域整備計画」の作成について

### I. はじめに

平成16年度の三位一体改革を受け、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、国立公園に関しては、地方自治体が引き続き公園事業を執行することは可能であるものの、原則としては国が公園事業を執行することとなり、直轄予算の拡充と都道府県への補助金の廃止が決定された。そのため、上記の国庫補助負担金制度の変更に対応し、従来の事業執行の実態を踏まえた上で、今後の国の事業執行の方針と新たな国と地方の役割分担及び連携のあり方に関する環境省の見解を明らかにする必要がある。

国立公園事業は、公園計画の施設計画（保護施設計画・利用施設計画）に基づき実施するものであるが、現公園計画では必ずしも環境省が行うべき公園事業を示した内容とはなっていない。また、現地管理業務の計画的遂行とより一層の徹底を期することを目的とした現国立公園管理計画に関しても同様の状況が見受けられる。そのため、現在、国立公園運営の基本的枠組みとなる新たな計画（運営プログラム）のあり方についての検討が進められているが、新たな公園計画の体系が確立するまでには時間がかかることが想定される。

したがって、当面の対応として、今後3~5ヶ年程度を目安として環境省が実施する「国立公園整備事業」の内容を明らかにした「地域整備計画」を作成し、現公園計画、事業決定及び管理計画の範囲内で必要な施設整備を滞りなく推進するとともに、事業の実施及び管理の継続に当たっての関係者の合意、協力を求めるための説明資料として活用していくこととする。

「地域整備計画」は次の内容に基づき地方環境事務所（自然環境事務所）が作成するものとするが、項目については必要に応じて省略、追加することができる。

なお、既に同様のものを作成している場合は、それを「地域整備計画」として扱うものとする。

### II. 地域整備計画に記載する事項

#### 1. 地域整備計画の目的

地域整備計画の目的を記載する。

#### 2. 地域整備計画区

##### 1) 地域整備計画区域の設定

地域整備計画は、国立公園の管理計画区を整備計画区域として設定し、整備計画区域毎に作成する。

ただし、利用実態などから、同一地域として扱った方が望ましい場合や、分割して扱った方が望ましい場合には、複数の管理計画区の統合や公園区域の整備計画上の分割などを行い、新たに地域整備計画区域を設定する。

- ・区域図の作成

- ・面積表（都道府県、市町村、地種区分別に面積を集計する。）

##### 2) 整備計画区域の現状と課題

###### (1) 地域整備計画区の概要

地域整備計画区域の概要を記述する。

- ・自然環境

- ・歴史、文化

- ・社会、経済

- ・関連計画（地域計画、土地利用、防災関係など）

- ・利用形態及び質的变化の状況

- ・利用者数及びその推移

###### (2) 整備計画区域の現状と課題

国立公園の保護及び利用に関係した現状と課題について記述する。

###### (3) 整備計画区域における各種取り組み

国立公園の保護及び利用に関係した各種取り組みについて記述する。

###### 3) 整備計画区域内の施設計画

## 保護施設計画及び利用施設計画

- ・一覧表（番号 種類 名称 計画決定 市町村 整備方針など）

### 3. 施設整備基本方針

#### 1) 基本方針の設定にあたっての考え方

基本方針を立案するにあたっての留意事項を記載する。

- ・直轄事業の対象施設（別紙1参照）
- ・現執行の公園事業の扱い
- ・施設の維持管理

#### 2) 施設整備の基本方針

##### （1）整備目的

・地域整備計画区域において、環境省が実施すべき施設整備に関する目的を記載する。

##### （2）保護施設の整備方針

- ・整備目的から保護施設整備の目標を定める。
- ・目標から整備すべき保護施設計画を定める。
- ・保護施設計画の一覧表を作成する。（番号 種別 名称 市町村 地種区分 事業決定 事業執行など）

##### （3）利用施設の整備方針

- ・整備目的から、利用施設整備目標を定める。
- ・目標から整備すべき利用施設計画を定める。
- ・利用施設計画の一覧表を作成する。（番号 種別 名称 市町村 地種区分 事業決定 事業執行など）

### 4. 施設整備基本計画

施設整備対象として抽出した施設計画のうち、今後3～5ヶ年程度を目安として環境省が実施する整備事業（中期整備計画）の枠組みについて明らかにする。

中期整備計画において、優先して整備する必要がある施設は（別紙2）の通り。

#### 1) 整備事業一覧

中期整備計画として抽出した施設計画を一覧表に整理して示す。

- ・施設計画（番号 種別 名称など）
- ・事業決定（施設の規模）
- ・事業執行（執行者 執行年月日など）
- ・既存施設の現状（整備年次、整備主体、整備費、整備位置、整備内容、施設規模、管理者、整備履歴など）
- ・整備すべき事業（施設の内容及び規模）

#### 2) 整備年次と事業費

整備の緊急性、整備効果の確度、整備の技術手法に関する情報集積の程度、整備・管理に対する合意形成、権利調整・手続等に必要な期間等を考慮し、整備予定年次を一覧表に整理して示すとともに事業費を算定する。

- ・施設計画（番号 種別 名称など）
- ・事業決定（施設の規模）
- ・整備事業（施設の内容及び規模）

#### 3) 事業の評価

地域整備計画区全体の費用対効果を検証する。

### 5. 現公園計画・管理計画上の課題

本地域整備計画は原則として現公園計画及び管理計画を前提とし、その範囲内で実施可能な内容に限定することとするが、地域整備計画検討の過程において、将来的には公園計画及び管理計画の見直しや変更の必要性が認められた場合には、その方向性について簡潔にとりまとめ記述する。

## 直轄事業の対象施設

### 直轄事業の対象施設

(1) 公園事業となる施設（自然公園法施行令第1条）のうち、次に掲げる公共性の大きい施設を対象とする。（＝自然公園施行令第19条に掲げる施設）

- ・ 道路及び橋
- ・ 広場及び園地
- ・ 避難小屋
- ・ 休憩所
- ・ 野営場
- ・ 駐車場
- ・ 桟橋
- ・ 給水施設、排水施設及び公衆便所
- ・ 博物展示施設
- ・ 植生復元施設及び動物繁殖施設
- ・ 砂防施設及び防火施設
- ・ 自然再生施設

(2) さらに、効果的な事業執行の観点から、上記(1)の施設について、次に掲げる保護上及び利用上重要な公園事業に該当するものについて重点的に整備を行う。

(ア) 風致等を維持する必要性が高い地域における公園事業

特別保護地区、第1種特別地域及び海中公園地区で行われる事業（これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む。）

(イ) 集団施設地区に係る公園事業

集団施設地区に係る事業（案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む。）

(ウ) その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

- ・ 自然再生事業
- ・ 絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設
- ・ 国立公園内の長距離自然歩道
- ・ 多数の利用者（日最大2千人以上）への対応として特に整備が必要な歩道、園地

### 優先して整備する必要がある施設

直轄事業の実施に当たっては、国立公園ごとの自然環境の特性や利用の形態に応じ、公園利用のために基幹的となる施設、風致景観を保全・修復するための施設、利用者の安全を確保するための施設など、優先して整備する必要のある施設を事前に把握する。

優先して整備する必要のある施設としては、一般に、次に掲げるような施設が考えられる。

なお、ここで言う「整備」については、新規に施設を整備することに加えて、既に事業執行がなされている施設の老朽化等による再整備を含むものである。

#### (1) 公園利用の基幹をなす施設

当該国立公園において積極的にその増進を図ることが望ましい利用形態にとって不可欠な基盤施設。

- ・山岳地域の主要登山道、登山基地における野営場、駐車場、公衆便所
- ・集団施設地区等の利用拠点における駐車場、公衆便所、展望台、園路、標識
- ・主要利用拠点におけるビジターセンター、インフォメーションセンター等の情報提供施設
- ・主要なアクセス道路沿いの休憩所、公衆便所、標識

#### (2) 実施中の事業

- ・自然再生事業
- ・自然学習環境整備事業
- ・自然公園核心地域総合整備事業
- ・自然公園利用拠点新活性化整備事業